

覚 書

本覚書は、株式会社アートキャップに登録することにおいて、モデル・タレント業務及びコンパニオン業務の仕事をしていただく為の覚書です。

1. 依頼を受けた仕事については報酬が支払われます。但し、仕事によって金額は異なり、時間給や日給等は定められていません。
2. オーディションと本番のスケジュール確認をきっちり行い、一旦引き受けた案件に関しては責任を持って実行して頂きます。キャンセルは認められません。但し、病気、ケガによりキャンセルした場合は診断書を提出して頂きます。また、天変地異、事故等のやむを得ずキャンセルとなった以外の理由については罰則として50,000円以上(協議の上金額は決定)をペナルティとしていただき、クライアント用に経過を報告するための始末書の提出を求めます。
3. オーディションと本番日の前日確認(詳細内容の確認)は①火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の案件は、前日に②土曜日、日曜日、月曜日の案件は、金曜日に行います。18:00までに詳細の確認がとれていないときは連絡を必ずしてください。
4. オーディションや本番の入りと終了後は、必ず電話かメールでお知らせください。
5. 登録料16,500円(消費税込)は登録した日より、1年間有効です。更新に関しては別途費用、1年間の間にお仕事エントリーがなく、連絡ない方は8,800円(消費税込)が1年毎に必要となります。登録費用は、求人広告費や宣伝材料の紙代やコピー代として使用します。
6. 現場でプロデューサーやクライアント等から個人情報等をたずねられたときは、必ず事務所を通すように伝えてください。些細な事例でも、疑問点等がでてきたときには、勝手な判断をせず必ず事務所に連絡をして、指示に従ってください。
7. オーディション時にアンケートの記入等の必要な時は、必ず事務所の住所、電話番号、メールアドレスを記入し、個人情報については事務所が許可しない限り記入しないようにしてください。
8. 事務所との連絡を円滑する為に、携帯電話を常時持つようにし、留守番電話機能を必ず付けてください。事務所から着信があった場合は、すみやかにかけ直すようにしてください。
9. プロフィールとご自身の宣伝材料としてのモデル/タレントブックはオーディションや現場に持参してください。
10. 報酬のお支払いは、お仕事した月の月末締め、翌々々月末のお支払いとなります。(休日の時は前日営業日)稼働日より平均90日~120日後となります。
11. 報酬の提示金額は、原則交通費込と税込金額です。報酬金のお支払い時に課税事業者は消費税10%を上乗せした金額から10.21%の源泉徴収税を差し引きます。課税事業者の場合は当社宛てまで適格請求書を発行してください。免税事業者の場合は源泉徴収税10.21%と消費税10%を差し引いた金額をお支払いいたします。振込手数料は報酬金額に関わらず145円を差し引きます。
課税事業者の方は、適格請求書発行事業番号をお知らせください。
12. 個人情報については関連する業務以外に使用することはありません。一旦提出していただいた個人情報に関する書類やデータは返却できませんのでご了承ください。登録解除のときは、事務所側で破棄いたします。
13. 事務所側で撮影した写真、動画、制作した販売促進物等は全て、事務所側に帰属権があり、ホームページ等で公に使用いたします。登録者側については、許可なしに使用したりすることは禁止いたします。
14. 20歳未満の登録者については、保護者の同意が必要です。
15. 事務所から知り得た仕事の情報については、あらゆる第三者、また自身が主催するSNS等で公開・開示・漏洩しないことを約束してください。マスコミ関係の広告としてのお仕事ですので、許可のない限り公にはできません。
16. 上記項目が遵守できない場合や、エントリーが少なく返信がない。オーディションや本番日に、やむを得ない理由をのぞき連絡がなく遅刻、欠席が1回でも認められたときは、事務所側より一方的に登録を解除します。また、事務所側が不的確と判断したときも登録を解除いたします。
17. 1年間の有効期限を過ぎても登録解除にならない限り、本覚書は有効とします。
18. 本書の記名捺印、代表者の署名後、本書コピーを1通保管用としてお渡しします。

私は、上記の事項について同意致します。

西暦 年 月 日

有効期限 西暦 年 月 日まで(事務所記入)

本人氏名 _____ 印(本人自筆)

保護者氏名(18歳未満) _____ 印(保護者自筆)

アートキャップ代表 _____ 印(代表者自筆)